

## 「レッカー車業」の細分類項目の新設の可否について

## 1. レッカー車業とその役割

レッカー車業とは、主として、道路上の事故車、故障車等を前輪または後輪を吊り上げて排除するサービスを提供する事業である。レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っている。

東日本大震災を契機に、都道府県が全国組織のレッカー団体と災害協定（※）を結ぶ動きも見られ、レッカー事業者の役割は益々重要になっている。

このような背景の中、レッカー事業者の団体からは、日本標準産業分類におけるレッカー車業の細分類項目の新設要望がなされているところである。

## ※ 災害協定

大規模災害が発生した場合、都道府県からの要請に応じて、応急復旧活動等の障害となる車両・障害物の除去等の救援活動を実施する協定

## 2. 前回改定時の主な経緯

## (1) 答申の内容

第13回改定時の統計委員会答申（関係部分の抜粋） 平成25年9月

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の可否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

## (2) 答申前の審議の概要

前回（第13回、平成25年8月）改定時の統計委員会（統計基準部会）における審議において以下の事項に関する説明や意見交換がなされた。

- レッカー車業は、国内産業において一定のプレゼンスがあり、社会的役割がますます重くなっている。
- 明確に区分された産業形態か、国内産業の相互の連関の把握に役立つか、産業政策上の統計としてのニーズがあるかなどの検討課題が示された。
- 細分類の新設に関する量的基準には達していない。

審議結果として、上述の検討課題のほか、当時、把握できていた事業者の事業所数があったが、上位分類の10%に満たないことなどから、今後の検討事項の扱いとなった。

[参考] 経済センサス基礎調査（平成21年）の結果によれば、小分類「929 他に分類されない事業サービス業」の事業所数は 43,528 であり、仮にレッカー車業をその下に新設する場合、上位分類に占める割合は 4.9%となる。

### 【現行の日本標準産業分類における「レッカー車業」の位置付け】

大分類 R-サービス業（他に分類されないもの）

中分類 92 その他の事業サービス業

小分類 929 他に分類されない事業サービス業

細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業

他に分類されないその他の事業に対するサービスを提供する事業所をいう。

○例示：・・・；レッカー車業；・・・

### 【参考】 国際分類における「レッカー車業」の位置付け

○ 国際標準産業分類 (ISIC)

H 運輸・保管業

52 倉庫業及び運輸支援活動

522 運輸支援活動

5221 陸運に附帯するサービス活動

例示「牽引及びロードサービス」

○ 北米産業分類システム (NAICS)

48-49 運輸及び倉庫業

488 運輸支援活動業

4884 道路運輸支援活動

48841 自動車牽引業

488410 自動車牽引業

### 3. 業界の動向

- 平成 23 年に、業界団体が傘下の各都道府県組合を通じて、団体加盟の有無を問わず電話等で照会した結果、事業所数は 2,151 であり、この大部分の事業者がレッカー車業を主業としているとのことであった。
- その後、平成 26 年から 28 年にかけて、産業分類の格上げを要望している業界団体において、レッカー車業を主に行っている事業所数、従業者数、兼業の状況等に関する実態調査の実施を検討したが、他団体からの協力を得られず、結果的にレッカー車業の詳細な実態把握には至らなかった。

### 4. 実態調査の実施スケジュール

日本標準産業分類における「レッカー車業」の細分類項目の新設を検討する上で、レッカー車業を主に行っている事業所数や兼業の状況等に関する実態把握が必要となることから、細分類項目の新設を要望している業界団体を通じて、再度以下のスケジュールにより実態調査を行うこととする。

- ・ 令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月 業界団体と調整の上、調査手法等の策定
- ・ 令和 4 年 2 月～9 月 調査の実施、調査結果のとりまとめ
- ・ 令和 4 年 3 月 第 7 回検討チームにおいて報告
- ・ 令和 4 年 10 月 調査結果の最終とりまとめ

### 5. 「レッカー車業」を細分類項目として新設する場合の検討

「レッカー車業」の細分類項目を新設すると仮定した場合、以下の 3 案が考えられる。なお、以下の内容は「レッカー車業」が分類項目の新設に要する量的基準等を満たす前提で記載しており、今後、関係省庁による調査結果等を踏まえて見直すことがある。

#### (1) 案①「小分類 489」の細分類として新設

大分類 H-運輸業，郵便業

中分類 48-運輸に附帯するサービス業

小分類 489 その他の運輸に附帯するサービス業

#### 【理由】

- 小分類 489 には、海上における運航の委託の斡旋等を行う「4891 海運仲立業」と「細分類 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業」がある。後者の

例示には海難救助業、道路パトロール業等があり、円滑な運送を支援する活動等も含まれていると考えられる。

レッカー車業は、貨物を運送する運輸そのものではないとしても、道路交通の円滑化を図るものであり、運輸に附帯するサービス業として小分類 489 との類似性は高いと考えられる。

- ISIC、NAICS では、いずれも運輸支援活動等での分類であり、それらとの整合性を確保できる。

- (2) 案② 現行の「小分類 929」の細分類として新設  
大分類 R-サービス業（他に分類されないもの）  
中分類 92-その他の事業サービス業  
小分類 929 他に分類されない事業サービス業

**【理由】**

- 現行の「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示の一つに「レッカー車業」があり、統計の継続性も考慮して「小分類 929」に新設することが考えられる。

次の案③は、レッカー事業者が専業として事業を行っている場合、または、レッカー事業者が自動車整備業を兼業していても主な事業がレッカー事業である場合を想定した検討案である。

- (3) 案③ 「小分類 891 自動車整備業」の細分類として新設  
大分類 R-サービス業（他に分類されないもの）  
中分類 89-自動車整備業  
小分類 891 自動車整備業

**【理由】**

- レッカー業界団体のウェブサイト等によれば、自動車整備業と兼業しているレッカー事業者が一定数見受けられる。また、レッカー事業者による現場での応急修理や自動車整備場において修理等が行われることを考慮すると、レッカー車業と自動車整備業は一定程度の連続性と共通性があるとも想定される。

両者の専門性や修理技術等に一定程度の類似性があると想定される場合、「小分類 891」に新設することが考えられる。

なお、この場合、「中分類 89-自動車整備業」の総説に「この中分類には、自動車の整備修理を行う事業所が分類される」の記載を一部変更することになる。